

# 建設通信新聞

都市緑地の維持管理  
担い手に民間主体を

国土交通委  
で足立議員



足立敏之参院議員は、25日  
の参院・国土交通委員会

市緑地法等一部改正案に関し  
て、都市緑地の維持管理の担  
い手としての造園業者の参入  
の可能性について指摘した。  
「緑地管理の担い手を市民団  
体やNPO法人、企業などに  
広げていくことが重要だ。今  
回の法改正で考えている都市  
緑地の維持管理の担い手に民

間主体を加え、緑の分野で専  
門的な技術をもつ造園業者に  
参画してほしいと考えている  
が、その可能性はあるのか」  
と質問した。写真。

これに対し、国土交通省は  
全国で150社以上の造園会  
社が指定管理者として都市公  
園の管理・運営を行っている  
とした上で、「実績のある造  
園会社や緑地保全・緑化推進  
法人の位置付けをもって、担  
い手となることを期待してい  
る」と回答した。

都市緑地法の改正は、緑の  
担い手として民間主体を指定  
する制度の拡充として、緑地  
保全・緑化推進法人（緑地管  
理機構）の指定権者を知事か  
ら市区町村長に変更、指定対  
象にまちづくり会社などを追  
加すること。